

第二号議案

教育職員免許状の単位修得方法に関する規則の一部改正について

教育職員免許状の単位修得方法に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和四年九月二十八日提出

大分県教育委員会教育長 岡 本 天 津 男

教育職員免許状の単位修得方法に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状の単位修得方法に関する規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号の表中「総合的な学習の時間の指導法」の下に「（高等学校教諭の一種免許状にあつては、総合的な探究の時間の指導法）」を加える。

第五条第二号の表及び第五条の二の表中「総合的な学習の時間及び」の下に「総合的な探究の時間並びに」を加える。

附 則

この規則は、公布の日（令和四年十月四日）から施行する。

提案理由

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部改正に伴い、免許状を受ける場合において修得が必要な科目の履修事項について、規定を整備する必要があるので提案する。

○教育職員免許状の単位修得方法に関する規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等）</p> <p>第三条 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位修得方法は、次の表の定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二（別紙①）</p> <p>第三条の二・第四条（略）</p> <p>（養護教諭の免許状の授与を受ける場合）</p> <p>第五条 養護教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法は、次の各号に定められるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二（別紙②）</p> <p>三（略）</p> <p>（栄養教諭の免許状の授与を受ける場合）</p> <p>第五条の二 栄養教諭の一種免許状の授与を受けようとする者の養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。</p> <p>（別紙③）</p> <p>第六条（略）</p>	<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等）</p> <p>第三条 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位修得方法は、次の表の定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二（別紙①）</p> <p>第三条の二・第四条（略）</p> <p>（養護教諭の免許状の授与を受ける場合）</p> <p>第五条 養護教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法は、次の各号に定められるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二（別紙②）</p> <p>三（略）</p> <p>（栄養教諭の免許状の授与を受ける場合）</p> <p>第五条の二 栄養教諭の一種免許状の授与を受けようとする者の養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。</p> <p>（別紙③）</p> <p>第六条（略）</p>

別紙① (単位修得規則第3条第2号の表)

改正案										現行									
<p>二 受けようとする免許状の種類が小学校教諭、中学校教諭又は高等学校教諭の一種免許状又は二種免許状の場合</p> <p>第一欄 各科目に含めることが必要な事項</p> <p>第二欄 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)</p> <p>第三欄 教育の基礎的理解に関する科目</p> <p>第四欄 修得基準単位数</p> <p>第五欄 教育実践に関する科目</p>										<p>二 受けようとする免許状の種類が小学校教諭、中学校教諭又は高等学校教諭の一種免許状又は二種免許状の場合</p> <p>第一欄 各科目に含めることが必要な事項</p> <p>第二欄 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)</p> <p>第三欄 教育の基礎的理解に関する科目</p> <p>第四欄 修得基準単位数</p> <p>第五欄 教育実践に関する科目</p>									
<p>備考</p> <p>一 第二欄、第三欄及び第四欄に掲げる科目は、各科目に含めることが必要な事項のうち一以上の事項について修得するものとする。</p>										<p>備考</p> <p>一 第二欄、第三欄及び第四欄に掲げる科目は、各科目に含めることが必要な事項のうち一以上の事項について修得するものとする。</p>									
<p>小学校教諭の一種免許状又は二種免許状</p> <p>七〇</p> <p>一〇</p> <p>一五</p> <p>二〇</p> <p>二五</p> <p>三〇</p> <p>三五</p> <p>四〇</p> <p>四五</p> <p>五〇</p> <p>五五</p> <p>六〇</p> <p>六五</p> <p>七〇</p> <p>七五</p> <p>八〇</p> <p>八五</p> <p>九〇</p> <p>九五</p> <p>一〇〇</p>										<p>小学校教諭の一種免許状又は二種免許状</p> <p>七〇</p> <p>一〇</p> <p>一五</p> <p>二〇</p> <p>二五</p> <p>三〇</p> <p>三五</p> <p>四〇</p> <p>四五</p> <p>五〇</p> <p>五五</p> <p>六〇</p> <p>六五</p> <p>七〇</p> <p>七五</p> <p>八〇</p> <p>八五</p> <p>九〇</p> <p>九五</p> <p>一〇〇</p>									
<p>中学校教諭の一種免許状又は二種免許状</p> <p>一〇</p> <p>一五</p> <p>二〇</p> <p>二五</p> <p>三〇</p> <p>三五</p> <p>四〇</p> <p>四五</p> <p>五〇</p> <p>五五</p> <p>六〇</p> <p>六五</p> <p>七〇</p> <p>七五</p> <p>八〇</p> <p>八五</p> <p>九〇</p> <p>九五</p> <p>一〇〇</p>										<p>中学校教諭の一種免許状又は二種免許状</p> <p>一〇</p> <p>一五</p> <p>二〇</p> <p>二五</p> <p>三〇</p> <p>三五</p> <p>四〇</p> <p>四五</p> <p>五〇</p> <p>五五</p> <p>六〇</p> <p>六五</p> <p>七〇</p> <p>七五</p> <p>八〇</p> <p>八五</p> <p>九〇</p> <p>九五</p> <p>一〇〇</p>									
<p>高等学校教諭の一種免許状</p> <p>一〇</p> <p>一五</p> <p>二〇</p> <p>二五</p> <p>三〇</p> <p>三五</p> <p>四〇</p> <p>四五</p> <p>五〇</p> <p>五五</p> <p>六〇</p> <p>六五</p> <p>七〇</p> <p>七五</p> <p>八〇</p> <p>八五</p> <p>九〇</p> <p>九五</p> <p>一〇〇</p>										<p>高等学校教諭の一種免許状</p> <p>一〇</p> <p>一五</p> <p>二〇</p> <p>二五</p> <p>三〇</p> <p>三五</p> <p>四〇</p> <p>四五</p> <p>五〇</p> <p>五五</p> <p>六〇</p> <p>六五</p> <p>七〇</p> <p>七五</p> <p>八〇</p> <p>八五</p> <p>九〇</p> <p>九五</p> <p>一〇〇</p>									
<p>備考</p> <p>一 第二欄、第三欄及び第四欄に掲げる科目は、各科目に含めることが必要な事項のうち一以上の事項について修得するものとする。</p>										<p>備考</p> <p>一 第二欄、第三欄及び第四欄に掲げる科目は、各科目に含めることが必要な事項のうち一以上の事項について修得するものとする。</p>									

改正案					現行																	
備考 一 第三欄及び第四欄に掲げる科目は、各科目に含めることが必要な事項のうち一以上の事項について修得するものとする。	六	修得することを必要とする単位数	第一欄 各科目に含めることが必要な事項	第二欄 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	第三欄 教育の基礎的理解に関する科目	第四欄 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	第五欄 教育実践に関する科目	第二欄 教育の基礎的理解に関する科目	第三欄 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	第四欄 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する	第五欄 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	第二欄 道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容を含む。	第三欄 道徳、総合的な学習の時間及び生徒指導の理(カウンセリングに関する基礎的知識を含む。)	第四欄 教育実践に関する科目								
															二	二	二	二	二	二	二	二
															二	二	二	二	二	二	二	二
															二	二	二	二	二	二	二	二
															二	二	二	二	二	二	二	二

教育職員免許状の単位修得方法に関する規則の一部改正について（概要）

1 改正する教育委員会規則

教育職員免許状の単位修得方法に関する規則（昭和37年大分県教育委員会規則第6号。以下「単位修得規則」という。）

【概要】

(1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「法」という。）別表第3の規定により上級の教育職員免許状（以下「免許状」という。）の授与を受けようとする者の単位修得方法は、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「法施行規則」という。）第11条及び第13条に定める修得方法を参酌して都道府県の教育委員会規則で定めることとされている（法施行規則第14条）。

また、免許状に関し必要な事項は、法及び法施行のために発する法令で定めるものを除くほか、都道府県の教育委員会規則で定めることとされている（法第20条）。

(2) 前記(1)の規定に基づき、大分県教育委員会が授与する免許状に関しては、法令に特別の定めのある場合を除いて、教育職員免許状に関する規則（昭和37年大分県教育委員会規則第5号。以下「教員免許規則」という。）で定めている。

教員免許規則においては、教育職員検定（※1）による普通免許状の各科目の種類別単位数等について別に定めることとされており、単位修得規則にその定めが置かれている。

※1 受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者（都道府県教育委員会）が行うもの

2 改正理由

(1) 平成28年12月中央教育審議会答申を踏まえ、平成30年3月30日に学校教育法施行規則の一部改正と高等学校学習指導要領の改訂が行われ、高等学校の教育課程における「総合的な学習の時間」が「総合的な探究の時間」に変更された。

それに伴い法施行規則が一部改正され（※2）、普通免許状の所要資格を得るために必要な「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に含めることが必要な事項のうち、高等学校の教諭にあっては「総合的な学習の時間の指導法」が「総合的な探究の時間の指導法」に、養護教諭及び栄養教諭にあっては「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」が「道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容」に改められた。

※2 令和4年7月28日文部科学省令第24号。主な改正は法施行規則第5条〔高等学校教諭普通免許状〕第1項の表及び第9条〔養護教諭普通免許状〕第1項の表、第10条〔栄養教諭普通免許状〕第1項の表関係

(2) 単位修得規則は法施行規則を参酌して定められていることから、上記(1)のとおり法施行規則が改正されたことに伴い、単位修得規則の一部改正が必要となったもの

3 改正内容

単位修得規則第3条第2号の表、第5条第2号の表及び第5条の2の表のうち、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に関して、以下のとおり科目名称を変更する。

(1) 単位修得規則第3条第2号の表（小学校教諭、中学校教諭又は高等学校教諭関係）

〔変更前〕 総合的な学習の時間の指導法

〔変更後〕 総合的な学習の時間の指導法（高等学校教諭の1種免許状にあっては、総合的な探究の時間の指導法）

(2) 単位修得規則第5条第2号の表（養護教諭関係）及び第5条の2の表（栄養教諭関係）

〔変更前〕 道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容

〔変更後〕 道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容

4 施行日

令和4年10月4日（公布の日）